

～令和 9 年度の就学に向けて～

# 就学相談の ご案内



## 目次

### I. 様々な学びの場について

- 1 通常の学級 ..... |
  - 2 通級指導教室 ..... |
  - 3 特別支援学級 ..... 2
  - 4 県立特別支援学校 ..... 2
- 【参考】特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導の対象となる障害の程度と程度 … 3

### II. 【就学前児童（年長児）の就学相談について】

- 1 就学相談（面談）Aとは？ ..... 4
  - 2 申し込みまでの流れ ..... 4
  - 3 申し込みから就学先決定までの流れ ..... 5
  - 4 申込書類 ..... 6
  - 5 相談（面談）A 日時のご案内（通知） ..... 6
  - 6 就学相談（面談）A の 当日の流れ ..... 7
- ★《メイトム館内マップ》

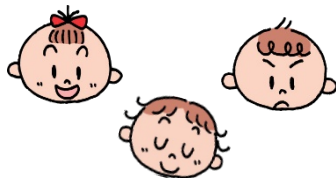
### III. 【学校在籍児童生徒の就学相談について】

- 1 就学相談（判断会議のみ）Bとは？ ..... 8
- 2 申し込みまでの流れ ..... 8
- 3 申し込みから就学先決定までの流れ
  - 学校への教育相談 ..... 9
  - 就学相談（面談）A ..... 10
  - 就学相談（判断会議のみ）B ..... 11
- 4 申込書類 ..... 12
- 5 相談（面談）日のご案内（通知） ..... 13
- 6 当日のながれ ..... 13

### IV. 就学先の決定について

- 1 判断結果の送付 ..... | 4
- 2 留意点 ..... | 4
- 3 就学先の決定 ..... | 5
- 4 判断結果と保護者・本人の考えが一致しない場合 ..... | 5
- 5 学びの場の見直しについて ..... | 5

## I. 様々な学びの場について



### 1 通常の学級

1学級の児童生徒数は 小学校1～6年生、中学校7年生は35人まで、  
中学校8～9年生は40人まで (R8年度)

担任は1人で、集団による一斉指導をする中で、児童生徒の実態に応じた適切な指導及び必要な支援を行います。また、保護者との話し合いにより、合理的配慮も行います。

### 2 通級指導教室

- ・通常の学級に在籍し、児童生徒の状況や必要に応じ、学習や生活上の困難の改善・克服を目的とした「自立活動」を中心に指導します。
- ・個別指導を中心とした特別な指導を行い、必要に応じてグループ指導等を組み合わせます。
- ・週に1回や隔週に1回、月に1回など様々な指導の形態があります。  
(単なる教科の遅れを補充するための学習指導は行いません)。
- ・入室対象者：宗像市教育支援委員会(就学相談)の判断が「通級指導教室」の入室を希望する者
- ・保護者の送迎で、在籍校から通級指導教室設置校に通います。  
(通級指導教室設置校の児童生徒は保護者の送迎は不要です。)
- ・指導期間の上限は原則3年です。

#### ■宗像市通級指導教室設置校等(R8年3月現在)

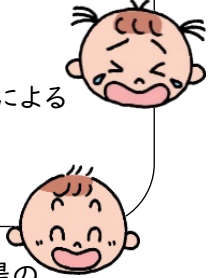
| 設置校     | 通学区域校名   | 障がい種別                            |
|---------|--|----------------------------------|
| 自由ヶ丘小学校 | 自由ヶ丘小学校 吉武小学校<br>自由ヶ丘南小学校 赤間西小学校   | ・LD(学習障がい)                       |
| 日の里西小学校 | 日の里西小学校 玄海小学校<br>日の里東小学校 玄海東小学校<br>南郷小学校 地島小学校<br>東郷小学校 大島学園(前期)<br>河東西小学校 | ・ADHD<br>(注意欠如・多動性障がい)<br>・言語障がい |
| 赤間小学校   | 赤間小学校  | ・情緒障がい                           |
| 河東小学校   | 河東小学校  | ・肢体不自由                           |
| 中央中学校   | 宗像市内の中学校<br>大島学園(後期)   | ・聴覚障害 等                          |

※ 各設置校の児童生徒は、障がい種に関わらず、原則設置校に入室します。

### 3 特別支援学級

学習上や生活上に支援ニーズが高い児童生徒が在籍する学級です。学びの環境や学習指導の内容を変えるなど個に応じた指導を行います。

- 市内の市立学校に設置されています。
- 学級の種類は障がい種別により設置され、児童生徒数の在籍状況によって設置の有無が変動します。  
(知的障がい 肢体不自由 病弱・身体虚弱 弱視 難聴 言語障がい 自閉症・情緒障がい)
- 国の基準で、障がい種別ごとに1学級 担任1人に対して児童生徒8人まで複数の学年の児童生徒がまたがって成立する場合はほとんどです。
- 特別支援学級では、児童生徒に応じて、特別な教育課程を編成し、個に応じた指導や小集団による指導を行います(1対1の個別指導のみを行うものではありません)。



・特別支援学級入級後も、年度ごとに成長度合いや学習効果を勘案し、適切な学びの場の変更を検討することが必要です。

### 4 県立特別支援学校

就学対象者(下記の①~③をすべて満たす者)

- ① 学習上または生活上、健康上などの様子から支援を非常に多く必要とする者
- ② 学校教育法施行令第22条の3に示された「障がいの程度」に該当する者
- ③ 宗像市教育支援委員会(就学相談)の判断が「県立特別支援学校」の就学希望者

就学の決定については、福岡県教育委員会から通知があります。

| 教育部門  | 学校名                 | 所在地    |
|-------|---------------------|--------|
| 知的障がい | むなかた特別支援学校 ※R8年4月開校 | 宗像市    |
| 病弱    | 古賀特別支援学校            | 古賀市    |
| 肢体不自由 | 福岡特別支援学校            | 新宮町    |
| 聴覚    | 福岡聴覚特別支援学校          | 福岡市早良区 |
| 視覚    | 北九州視覚特別支援学校         | 北九州市   |

- 基本的には幼稚園・小学校・中学校に準ずる教育を行っていますが、それに加えて障がいによる学習上・生活上の困難を改善・軽減することを目指し、将来の自立を図るための教育課程が構成されています。
- 県立特別支援学校では、教育部門ごとにそれぞれの通学地域を定め、スクールバスを運行しています。運行している地域と経路は、ある程度決まっています。

## 【参考】特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導の対象となる障害の種類と程度

特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導のいずれの場合も、以下に掲げる障害の種類と程度に該当するとともに、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、本人・保護者の意向や専門家の意見等を総合的に勘案して、市町村教育委員会が適切な教育の場を決定することとなります。

|           | 特別支援学校   | 特別支援学級   | 通級による指導  |
|-----------|--|--|--|
| 視覚障害者     | 両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの                      | (弱視者)<br>拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの  | (弱視者)<br>拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの  |
| 聴覚障害者     | 両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの                                       | (難聴者)<br>補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもの   | (難聴者)<br>補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの   |
| 知的障害者     | 一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のも<br>二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの        | 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも   | —  |
| 肢体不自由者    | 一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のも<br>二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のも | 補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも  | (肢体不自由、病弱者及び身体虚弱者)<br>肢体不自由、病弱または身体虚弱の程度が通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも  |
| 病弱者       | 一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のも<br>二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のも                  | (病弱者及び身体虚弱者)<br>一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも<br>二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも                                       |  |
| 言語障害者     | —  | 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、その程度が著しいもの | 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも |
| 自閉症・情緒障害者 | —  | 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも<br>二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも  | (自閉症者)<br>自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも<br><br>(情緒障害者)<br>主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも                  |
| LD        | —  | —  | 全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のも   |
| ADHD      | —  | —  | 年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のも   |

## Ⅱ.【就学前児童（年長児）の就学相談について】



### 1. 就学相談(面談) Aとは?

宗像市教育委員会では「発達の遅れが心配」「気になる様子や行動が見られる」など、お子さんの小学校就学に関する悩みや不安をお持ちの保護者を対象に、学びの場を検討するために就学前児童は就学相談(面談) Aを実施します。

面談では、お子さんや保護者、担任の先生から、日ごろのお子さんの様子について、判断のために必要な情報の聞き取りを行っています。相談員からのお子さんの様子に関する質問等にお答えいただきます。

面談後、判断会議(教育支援委員会)を開き、お子さんの障がいの状態、教育上必要な支援の内容、その他の事情から、お子さんにとって適切な学習の場(通常の学級・通級指導教室・特別支援学級・県立特別支援学校のいずれか)を総合的に判断し、結果を保護者、幼稚園・保育所・認定こども園等(以下「在籍園」という)、進学予定の学校等へお知らせします。

判断会議(教育支援委員会)では、障がいの種類、程度に応じて教育学、医学、心理学等の観点から総合的な判断が求められるため、特別支援教育に精通する大学教員や特別支援学校教員、小児科医師、小中学校長、通級指導教室や特別支援学級の担当代表、発達支援室職員等を委員として委嘱しています。

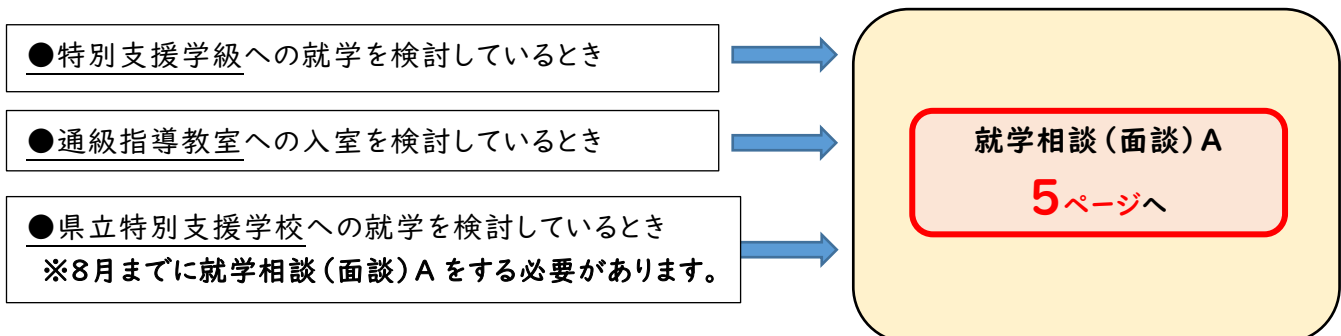
### 2. 申し込みまでの流れ

小学校では、児童の成長・発達の悩みや友だち関係について、また学習の苦手さなどの児童自身が抱えるさまざまな状況を改善・軽減するため、担任・学校と保護者との合意形成を図りながら、お子さんにとって必要な支援を進めていくことを大切にします。小学校は、保護者からの教育相談に随時応じ、児童の支援について検討したり実際に行ったりしながら、児童にとって適切な支援を見極めていきます。

まずは、お子さんが在籍園や家庭内で抱えている課題やこれまでの成長等を見つめなおし、小学校就学後の合理的配慮や家庭での子どもへのかかわり方、今後の支援等を十分に協議してください。

その上で、お子さんにとって学びの場をさらに検討する必要があると判断した場合は、在籍園等と一緒に就学相談の申し込み準備を始めます。

◆ 次のような場合に就学相談(面談)を申し込むことができます。



※ 就学相談の前に進学校への学校見学や、判断結果をもとに学校に教育相談ができます。

(学びの場や合理的配慮等について、また家庭でのかかわり方など)

保護者は必要時、学校(特別支援コーディネーター等)に連絡し、教育相談をお申し込みください。



### 3. 申し込みから就学先決定までの流れ

#### 就学相談(面談) A

5月7日(木)～6月5日(金) ※県立特別支援学校を検討している場合は5月22日(金)まで

在籍園が電子予約申請をする。

(未就園の場合は、保護者が予約する。)

市教育委員会は在籍園に「就学相談申込書類様式」のデータを送信。

※日程については、市教育委員会が調整。(日程の指定は不可)

保護者は、「申込書」「アンケート」などを記入して提出する。

#### ※ 2年以内に発達検査をしていますか？

お子さんにとって、より適した学びの場を考えるには、十分な情報収集が必要です。

そのためには、就学相談を受ける前に、療育機関や医療機関等での発達検査などの状況を確認してください。

かかりつけ医療機関・療育施設等でできない場合は、子ども支援課発達支援係 36-9098で発達検査をご予約ください。

#### 就学相談(面談) A 当日の1ヵ月前までに

在籍園は、「就学相談申込書類一式」(P6)をそろえて宗像市教育委員会(教育支援室特別支援教育係)へ提出する。

#### 当日の10日前後

保護者、在籍園に就学相談(面談)の案内通知が届く。

#### 就学相談(面談) 当日

##### ◆就学相談(面談) ◆判断会議

面談では、在籍園や家庭での様子を尋ねたり、お子さんに質問をしたりしながら、情報を収集。

判断会議では、宗像市教育支援委員会でお子さんにとって、適切な就学先がどこなのかを情報をもとに話し合う。

#### 当日から2週間前後

保護者、在籍園、進学予定校、通級指導教室に判断会議の結果通知が届く。

保護者は、判断会議の結果をもとに就学先について検討する。

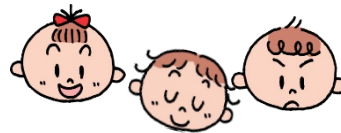
保護者は、期限内に「就学先希望届」を市教育委員会へ提出する。

※ 通級指導教室への入室を希望する場合は、必ず「通級指導教室の教育相談」を申し込む。

#### 就学先決定・通級指導教室入室決定

- 就学前児童の保護者には、1月以降に宗像市教育委員会から「入学通知書」が届きます。
- 特別支援学級に入級する旨の特別な通知はありません。
- 県立特別支援学校の就学については、1月末以降に福岡県教育委員会から保護者に通知が届きます。
- 通級指導教室への入室決定通知は、2～3月ごろ宗像市教育委員会から、保護者・通級指導教室設置校・進学予定校に届きます。
- 現時点で特別支援学級の設置がない場合、新設の可否が決定するのは2月頃の予定です。(新設を要望しても設置が叶わない場合があります)。
- 学びの場は固定されたものではなく、お子さんの成長を年度ごとに評価し、状況に応じて見直しを行うことが必要です。お子さんに寄り添った合理的配慮や家庭でのかわり方になるよう検討します。

#### 4. 申込書類



保護者は、就学相談の申し込みに必要な書類を在籍園から受け取ってください。

※未就園の場合は、市教育委員会窓口でお受け取りください。

##### 《就学相談申込書類一式》

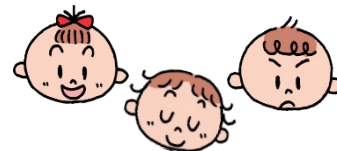
|   | 書 類                               | 保護者 | 在籍園 |
|---|-----------------------------------|-----|-----|
| 1 | 就学相談(面談)申込書<br>(様式1-1、1-2 保護者記入用) | ○   |     |
| 2 | 就学相談(面談)申込書<br>(様式1-3 在籍園記入用)     |     | ○   |
| 3 | 発達検査結果の写し                         | ※1○ | ※1○ |
| 4 | 診断書の写し(診断がある場合のみ)                 | ○   |     |
| 5 | アンケート(保護者用)                       | ○   |     |
| 6 | アンケート(在籍園用)                       |     | ○   |
| 7 | 同意書                               | ○   |     |

**※1 発達検査結果** (就学相談日からさかのぼって、およそ2年以内に検査を実施したもの)

- ・検査はかかりつけの医療機関や療育施設、宗像市子ども支援課等で実施します。
- ・保護者は発達検査を受けた結果の写しを在籍園へ提出してください。在籍園は、保護者から預かった検査結果の写しを市教育委員会に提出してください。
- ・かかりつけ医療機関等がない場合は、保護者が直接、宗像市子ども支援課(Tel36-9098)へ連絡し検査を予約します。検査が込み合う場合がありますので、計画的な検査予約が必要です。この場合も保護者は検査結果の写しを在籍園へ提出します。

#### 5. 就学相談(面談)A 日時のご案内(通知)

就学相談(面談)Aは、13時から16時の間に個別に時間を分けて実施します。面談の10日前頃に、保護者と在籍園あてに、案内文書(詳細な時間のご案内)を送付します。未就園のお子さんなど、療育関係の先生に同席してもらう場合は、保護者から日時を伝え、出席について相談してください。



場所:メイトム宗像(宗像市久原180番地)

《出席していただく方》 お子さん、保護者、担任の先生(必要があれば、療育等の先生)

相談時間のご案内を確認の上、相談開始時間の10分ほど前に来場してください。

以下の①と②の面談を2つの部屋で行います。受付の担当が順番に案内しますので、呼びするまでは、ロビーなどでお待ちください。

待ち時間が長くなる場合があります。お子さんの好きな本などの持参をお願いします。

一人あたりの面談は、20分程度と限られた時間となっています。要点をまとめ、簡潔に話していただきますよう協力をお願いします。

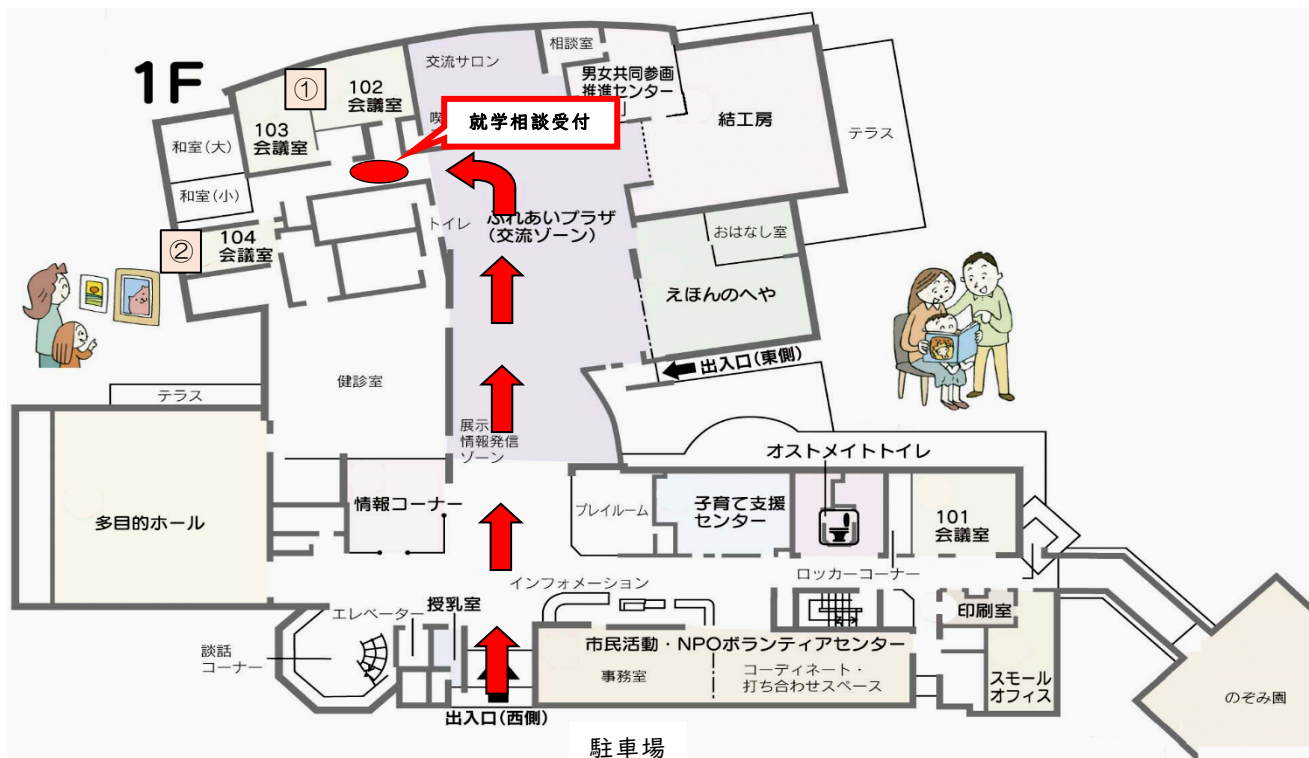
### ① 心理学的診断と教育相談 (15~20分程度)

専門の先生(大学教員または特別支援学校教員)と宗像市立学校の校長が相談員として、お子さん・保護者・担任の先生と面談し、お子さんの家庭や園での様子について質問をして、状況を聞き取ったり、就学先について保護者・本人の意見を伺います。

### ② 医学的診断 (5~10分程度)

小児科医師が、医学的な見地から見た面談を行います。

## 《メイトム館内マップ》



### Ⅲ.【学校在籍児童生徒の就学相談について】



#### 1. 就学相談とは？

宗像市教育委員会では「通常の学級内での配慮や工夫をしてきたが学びの場の変更が必要である」など学校と保護者が検討し、学習や学校生活に関する悩みや不安をお持ちの保護者・児童生徒を対象に、専門的観点から適切な学びの場を決める就学相談を実施します。

就学相談では面談は行わず、特別支援教育指導員が、学校在籍児童生徒の学習の様子を観察や聞き取りを行い、情報収集します。ただし、県立特別支援学校への就学を希望する場合は、相談員が児童生徒や保護者、担任の先生から、日ごろの児童生徒の様子について、判断のために必要な情報の聞き取りを行う面談を実施します。

書類提出（面接）後、判断会議（教育支援委員会）を開き、学習の様子や児童生徒の障がいの状態、教育上必要な支援の内容、その他の事情から、児童生徒にとって適切な学習の場（通常の学級・特別支援学級・通級指導教室・県立特別支援学校のいずれか）を総合的に判断し、結果を保護者、在籍校、進学予定の学校等へお知らせします。

判断会議（教育支援委員会）では、障がいの種類、程度に応じて教育学、医学、心理学等の観点から総合的な判断が求められるため、特別支援教育に精通する大学教員や特別支援学校教員、小児科医師、小中学校長、通級指導教室や特別支援学級の担当代表、発達支援室職員等を委員として委嘱しています。

#### 2. 申し込みまでの流れ

学校では、児童生徒の成長・発達の悩みや友だち関係について、また学習の苦手さなどの児童生徒自身が抱えるさまざまな状況を改善・軽減するため、担任・学校と保護者が合意形成を図りながら、お子さんにとって必要な支援を進めていくことを大切にします。学校は、保護者からの教育相談に随時応じ、児童生徒の支援について検討したり実際に行ったりしながら、児童生徒にとって適切な支援を見極めていきます。まずは、お子さんが学校や家庭内で抱えている悩みや課題、これまでの成長等を見つめなおし、学校でできる合理的配慮、家庭での子どもへのかかわり方を十分に協議し、支援等を行います。その上で、お子さんにとって学びの場の変更が必要であると判断した場合は、学校と一緒に就学相談の申し込み準備を始めます。

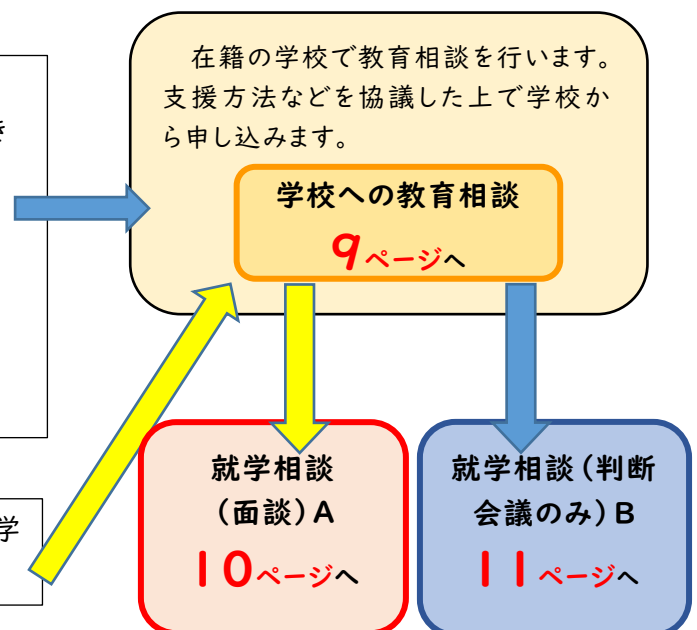
#### ◆ 次のような場合に就学相談を申し込むことができます。

（判断会議のみ）B

- 特別支援学級に在籍している6年生で、  
中学進学後も特別支援学級在籍を継続希望するとき
- 通級指導教室に入室している6年生で、  
中学進学後も通級指導教室入室を継続希望するとき
- 特別支援学級への転籍を検討しているとき
- 通級指導教室への入室を検討しているとき

（面談）A

- 県立特別支援学校への就学を検討しているとき 就学相談（面談）A を申し込むことになります。



### 3. 申し込みから就学先決定までの流れ

#### 学校への教育相談

随時

児童生徒の成長・発達悩みや友だち関係について、また学習の苦手さなどの状況や必要な支援について相談に応じています。

・保護者は、学校（特別支援教育コーディネーター等）に電話し、教育相談を申し込み、相談日を決定します。

・保護者は、教育相談日に学校で、特別支援教育コーディネーター等に、お子さんの状況や心配していること、必要な支援等について相談します。

・学校は「校内委員会」を行い、今後の支援を検討します。  
・学校は、保護者と合意形成を図りながら、個別教育支援計画や個別の指導計画を作成して支援を重ねていきます。

学びの場の変更（就学相談）が必要な場合は、準備を開始します。

県立特別支援学校の就学を検討しているとき

就学相談（面談）A

10ページへ

就学相談（判断会議のみ）B

11ページへ

学びの場の変更（就学相談）が必要ない場合は、相談・支援を重ねていきます

学校での個に応じた支援（合理的配慮）や、家庭でのかかわり方についても検討を行い、児童生徒にとってより良い配慮や支援方法を一緒に考えていきます。

※ 就学相談申し込み締切日を過ぎている場合は、原則次年度に向けての準備をします。



## 就学相談（面談）A

5月7日（木）～5月22日（金）※県立特別支援学校を検討している方のみ

学校が電子予約申請をする。※6年特別支援学級在籍者は予約不要  
市教育委員会は学校に「就学相談申込書類様式」のデータを送信。  
※日程については、市教育委員会が調整。（日程の指定は不可）

保護者は、「申込書」「アンケート」などを記入して提出する。※「就学相談申込書（在籍校記入用）」はデータも送付

就学相談（面談）A 当日の1ヵ月前までに

在籍校は、「就学相談申込書類一式」をそろえて宗像市教育委員会（教育支援室特別支援教育係）へ提出する。

当日の10日前後

保護者、学校に就学相談（面談）の案内通知が届く。

就学相談（面談）当日

### ◆就学相談（面談） ◆判断会議

面談では、学校や家庭での様子を尋ねたり、お子さんに質問をしたりしながら、情報を収集。

判断会議では、宗像市教育支援委員会でお子さんにとって、適切な就学先がどこなのかを情報をもとに話し合う。

当日から2週間前後

保護者、学校、進学予定校、通級指導教室に判断会議の結果通知が届く。

保護者は、判断会議の結果をもとに就学先について検討する。

保護者は、期限内に「就学先希望届」を市教育委員会へ提出する。

※ 通級指導教室への入室を希望する場合は、必ず「通級指導教室の教育相談」を申し込む。

### 就学先決定・通級指導教室入室決定

- 6年生の保護者には、1月以降に宗像市教育委員会から「入学通知書」が届きます。
- 特別支援学級に入級する旨の特別な通知はありません。
- 県立特別支援学校の就学については、1月末以降に福岡県教育委員会から保護者に通知が届きます。
- 通級指導教室への入室決定通知は、2～3月ごろ宗像市教育委員会から、保護者・在籍校・通級指導教室設置校・進学予定校に届きます。
- 現時点で特別支援学級の設置がない場合、新設の可否が決定するのは2月頃の予定です。（新設を要望しても設置が叶わない場合があります）。
- 学びの場は固定されたものではなく、お子さんの成長を年度ごとに評価し、状況に応じて見直しを行うことが必要です。お子さんに寄り添った合理的配慮や家庭でのかわり方になるよう検討します。

### ※ 2年以内に発達検査をしていますか？

お子さんにとって、より適した学びの場を考えるには、十分な情報収集が必要です。

そのためには、就学相談を受ける前に、療育機関や医療機関等での発達検査などの状況を確認してください。

かかりつけ医療機関・療育施設等でできない場合は、子ども支援課発達支援係  
36-9098に発達検査をご予約ください。

## 就学相談(判断会議のみ) B

※学校在籍児童生徒が対象です。

- ◆ 校内委員会で、通常の学級内での配慮では不十分、または適切ではないと判断したら児童生徒・保護者・学校の3者の意見(教育環境や障がいの区分等)をできるだけ一致させて申し込む。

5月7日(木)~6月5日(金)※1年生、7年生は8月3日(月)~9月1日(火)

学校が電子予約申請をする。※6年特別支援学級在籍者は予約不要  
市教育委員会は学校に「就学相談申込書類様式」データ送信  
※日程については、市教育委員会が調整。(日程の指定は不可。)

保護者が「申込書」「アンケート」など必要書類を記入して学校に提出する。※「就学相談申込書(在籍校記入用)」はデータも送付

判断会議当日の1ヵ月前までに

学校は、「就学相談申込書類一式」をそろえて、市教育委員会へ提出する。※早めに提出をお願いする場合があります。

特別支援教育指導員による児童生徒の観察、聞き取りを実施する。

判断会議(教育支援委員会) 当日

判断会議では、市教育支援委員会で児童生徒にとって適切な就学先がどこなのかを情報をもとに話し合う。

当日から2週間前後

保護者・在籍校・進学予定校・通級指導教室に、判断会議の結果通知が届く。

保護者は、判断会議の結果をもとに就学先について検討する。

保護者は、期限内に「就学先希望届」を市教育委員会へ提出する。

※ 通級指導教室への入室を希望する場合は、必ず「通級指導教室の教育相談」を申し込んでください。

### 就学先決定・通級指導教室入室決定

- 6年生の保護者には、1月以降に宗像市教育委員会から「入学通知書」が届きます。
- 特別支援学級に入級する旨の特別な通知はありません。
- 通級指導教室への入室決定通知は、2~3月ごろ宗像市教育委員会から、保護者・在籍校・通級指導教室設置校・進学予定校に届きます。
- 現時点で特別支援学級の設置がない場合、新設の可否が決定するのは2月末の予定です(新設を要望しても設置が叶わない場合があります)。
- 学びの場は固定されたものではなく、お子さんの成長を年度ごとに評価し、状況に応じて見直しを行うことが必要です。お子さんに寄り添った合理的配慮や家庭でのかかわり方になるよう検討します。

※2年以内に発達検査をしていますか?

お子さんにとって、より適した学びの場を考えるには、十分な情報収集が必要です。

そのためには、就学相談を受ける前に、療育機関や医療機関等での発達検査などの状況を在籍園・学校と共有してください。

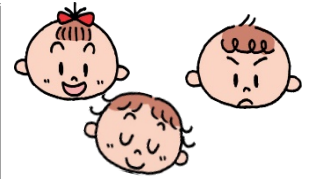
かかりつけ医療機関・療育施設等でできない場合は、子ども支援課発達支援係36-9098に発達検査をご予約ください。

#### 4. 申込書類

保護者は、就学相談の申し込みに必要な書類を、在籍している学校から受け取ってください。

##### 《就学相談申込書類一式》

|    | 書 類                                    | 保護者 | 学校  |
|----|--|-----|-----|
| 1  | 就学相談申込書<br>(様式 2-1 保護者記入用)             | ○   |     |
| 2  | 就学相談申込書 ※データも送付すること<br>(様式 2-2 所属校記入用) |     | ○   |
| 3  | 発達検査結果の写し                              | *1○ | *1○ |
| 4  | 診断書の写し(診断がある場合のみ)                      | ○   |     |
| 5  | アンケート(保護者用)                            | ○   |     |
| 6  | アンケート(園用、小・中学校用)                       |     | ○   |
| 7  | 同意書                                    | ○   |     |
| 8  | 個別教育支援計画(プロフィール①②、年度版)                 |     | ○   |
| 9  | 個別の指導計画                                |     | ○   |
| 10 | 行動理解シート②、③                             |     | *2○ |
| 11 | 特別支援教育指導員訪問の日程調整表                      |     | *3○ |



**※1 発達検査結果** (就学相談日からさかのぼって、およそ2年以内に検査を実施したもの)

- ・検査はかかりつけの医療機関や療育施設、宗像市子ども支援課等で実施します。
- ・保護者は発達検査を受けた結果の写しを在籍園へ提出してください。在籍園は、保護者から預かった検査結果の写しを市教育委員会に提出してください。
- ・かかりつけ医療機関等がない場合は、保護者が直接、宗像市子ども支援課 (Tel36-9098) へ連絡し検査を予約します。検査が込み合う場合がありますので、計画的な検査予約が必要です。この場合も保護者は検査結果の写しを在籍園へ提出します。

**※2 行動理解シート②、③**

- ・就学相談 B の場合の提出書類です。エクセルのシートが①②③となっています。シート②を実施し、シート②、③を白黒で片面印刷して氏名を記載の上、提出してください。

**※3 特別支援教育指導員訪問の日程調整について**

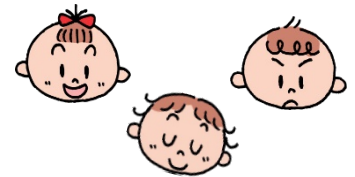
- ・就学相談 B の場合の提出書類です。指導員の学校訪問日を調整するためのものです。終日訪問対応できない日程に「×」を記入して提出します。



## 5. 相談(面談)日のご案内(通知)

**就学相談(面談)A** は、13時から16時の間に個別に時間を分けて実施します。面談の10日前頃に、保護者と学校あてに、案内文書(詳細な時間のご案内)を送付します。療育関係の先生に同席してもらう場合は、保護者から日時を伝え、出席について相談してください。

**就学相談(判断会議のみ)B** は、保護者と児童生徒、担任の面談はありませんので、案内通知は届きません。面談に替えて児童生徒の在籍する学校へ指導員が訪問し、お子さんの学校生活の見取り(観察)を行います。また、指導員が訪問した際に、担任の先生等からの聞き取りを行いますので、就学について十分な情報共有を行い、保護者・本人の意見を担任の先生に伝えておく必要があります。発達検査の結果や学校での様子から、就学先の判断が難しく専門家の面談が必要な場合や学校での支援方法についてさらに検討が必要な場合は、就学相談(面談)Aへの出席を求めることや就学相談(判断会議のみ)Bを延期することがあります。



### (6) 当日のながれ

#### **就学相談(面談)A**

メイトム宗像(宗像市久原180番地)で実施します。

#### 《出席していただく方》 お子さん、保護者、担任の先生(、療育等の先生)

相談時間のご案内を確認の上、相談開始時間の10分ほど前に来場してください。受付では、お子さんの氏名をお伝えください。

以下の①と②の面談を2つの部屋で行います。受付の担当が順番に案内しますので、呼びするまでは、ロビーなどでお待ちください。待ち時間が長くなる場合があります。お子さんの好きな本などの持参をお願いします。(メイトム館内図はP7をご覧ください。)

一人あたりの面談は、20分程度と限られた時間となっています。要点をまとめ、簡潔に話していただきますよう協力をお願いします。

#### ① 心理学的診断と教育相談 (15~20分程度)

専門の先生(大学教員または特別支援学校教員)と宗像市立学校の校長が相談員として、お子さん・保護者・担任の先生と面談し、お子さんの家庭や園・学校での様子について質問等をして、状況等の聞き取りを行います。就学先について、保護者・本人の意見をお聞きます。

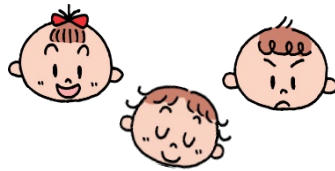
#### ② 医学的診断 (5~10分程度)

小児科医師による面談で、医学的な見地から見た発達診断を行います。

#### **就学相談(判断会議のみ)B**

面談に替えてお子さんの在籍する学校へ訪問した特別支援教育指導員が、観察したお子さんの状況や担任等から聞き取りを行った保護者・本人の意見、校内委員会等の結果などを教育支援委員会(判断会議)で報告します。

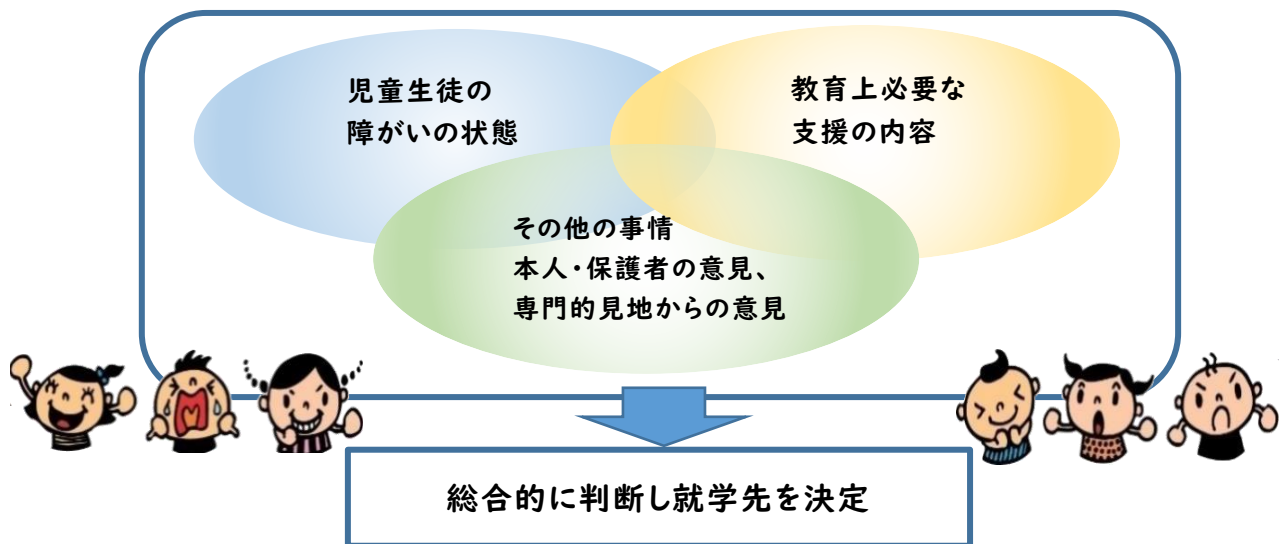
## VIII. 就学先の決定について



宗像市では、児童生徒の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り、障がいのある児童生徒が障がいのない児童生徒と共に教育を受けられるよう配慮していきたいと考えています。

就学先の決定にあたっては、学校教育法施行令第5条をふまえ、児童生徒の障がいの状態、教育上必要な支援の内容、その他の事情から総合的に判断します。

また、就学相談においては、保護者・本人に対して十分な情報提供をしつつ、保護者・本人の意見を尊重し、保護者・本人・学校等の教育的ニーズと必要な支援についての合意形成を行うことを原則としています。



### 1 判断結果の送付

判断結果は、宗像市教育委員会から、保護者・在籍園・就学予定の学校・通級指導教室設置校に通知を送付してお知らせします。判断結果の通知は、就学相談日から2週間前後で届きます。

### 2 留意点

#### ●入学までに●

学校ごとに児童生徒数や特別支援学級の設置状況は異なります。保護者と学校が綿密な情報共有を行い、学校ではどのような支援ができるのか、家庭ではどのようなかかわり方ができるかなど、十分に話し合って今後に向けた準備を行ってください。

#### ●ふくおか就学サポートノートの活用●

サポートノートには、お子さんのプロフィールや様子、状況を記載するページがあります。様式は、福岡県教育委員会のホームページまたは下記の QR コードからダウンロードできます。保護者が主体となって作成し、学校との個別の教育相談をするときに持参するなど、「ふくおか就学サポートノート」を活用することができます。また、ノートには引継ぎシートの様式もありますので、園や学校と協力して作成することで、お子さんにとってより具体的な支援方法を考えることができます。



#### ●その他●

お子さんにとって、より適した学びの場を考えるには、十分な情報収集が必要です。就学相談に向けお子さんに合った支援を考えるため、情報を教育支援委員会にも共有させていただきます。総合的な判断を行うため、必要に応じて在籍園・在籍校と連絡を取り合う場合があります。また、転出や転居に伴い、就学先が変更になる場合は、保護者の同意を得て情報提供等を行う場合があります。

### 3 就学先の決定

十分な協議や学校への相談等を行った上で、進路(就学希望)が決まったら、保護者は宗像市教育委員会(教育支援室)へ『就学先希望届』を提出します。

- ※ 進学校に障がい種の特別支援学級の設置がない場合は、翌年度から設置をしてもらうために、10月に福岡県教育委員会に設置の要望書を提出します。要望しても新設が叶わない場合がありますので、学校や宗像市教育委員会と次年度に向けた話し合いが必要です。

### 4 判断結果と保護者・本人の考えが一致しない場合

就学相談では、保護者・本人の意見を確認しつつ、お子さん一人一人の教育的ニーズと必要な支援の内容を踏まえて学びの場を総合的に判断しています。判断結果が保護者・本人の意見と異なる場合は、保護者、学校及び宗像市教育委員会の間で、お子さんに必要な支援の内容や合理的配慮※による支援について話し合い、合意形成を図ります。

また、就学相談の判断結果は、就学相談を受けた年度の翌々年度まで有効です。(例えば、年長時で就学相談を受け、判断結果は特別支援学級であるが、通常の学級に就学した場合、1・2年生の早い時期から転籍編入の手続きをすれば、3年生まで転籍編入が可能です。)判断結果と異なる就学先を選択(下記①～③のみ可能)したが、学校生活を送る中で、保護者と本人の意見が判断結果と同じになった場合は、再度就学相談を受けることなく翌年度へ向けて転籍編入の手続きを始めることができます。前の判断結果で転籍編入する場合は、最新の検査結果や学習・行動面のアセスメントを実施し、学校と保護者が共有しておく必要があります。

- ① 判断結果は「特別支援学校」であるが、「特別支援学級」に就学
- ② 判断結果は「特別支援学級」であるが、「通常の学級」に就学
- ③ 判断結果は「通級指導教室」であるが、入室しない

- ※ 合理的配慮とは…「障がいのある子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて学校教育を受ける場合に個別に必要なとされるもの」であり「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」

### 5 学びの場の見直しについて

決定した「学びの場」は固定したものではありません。お子さんの成長という観点からも、それぞれの発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に学びの場の見直しを行います。学校への教育相談を経て、学びの場の変更が必要な場合は、就学相談を申し込んでください。

〈参考法令等〉

- ・学校教育法第8章「特別支援教育」
- ・学校教育法施行令第5条、17条、18条、22条等
- ・学校教育法施行規則第8章「特別支援教育」
- ・「学校教育法施行令の一部改正について(通知)」(平成25年9月1日付け25文科初第655号)
- ・「障害のある児童生徒に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(平成25年10月4日 25文科初第756号)
- ・「教育支援資料 ～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～」(平成25年10月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)
- ・「障害のある子どもの教育支援と就学事務の手引き」R4年度 改訂版福岡県教育委員会



◆ 就学相談(面談)に関する問合せ先 ◆

宗像市教育委員会 教育総務課 教育支援室 特別支援教育係  
TEL:0940-36-9610